

業 務 説 明 資 料

1 件名

Instagram を活用した中学校給食プロモーション業務委託

2 履行期限

契約の日から令和5年3月31日まで

3 履行場所

教育委員会事務局人権健康教育部健康教育・食育課 等

4 業務目的

横浜市では、令和3年4月から中学校給食（デリバリー型）を提供しており、昨年度は、年間を通して喫食率が20%を上回りました。

給食化に伴い、献立の工夫や食育に力を入れ、様々な地域の郷土料理や行事食、生徒メニューなど、食育を意識した献立を作成しています。こうした取組や食育の内容を、保護者世代を中心に、広く市民の皆さまにもご理解いただけるよう、Instagramを活用したプロモーションを実施します。Instagramでは、画像や動画の投稿を通して、中学校給食の魅力や中学校給食に対する「わくわく感」を醸成し、中学校給食のブランドイメージの向上を図るとともに、食育に関する情報を提供します。

なお、中学校給食に関する取組は主に以下のURLを参照すること。

- ・ 中学校給食に関する取組

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/kyusyoku/tyuugakko/>)

- ・ 中学校給食申込サイト

(<https://kyushoku.city.yokohama.lg.jp/>)

5 業務概要

(1) アカウントの世界観

中学校給食の魅力や食育に関する画像や動画を投稿し、わくわく感の醸成や中学校給食のブランドイメージの向上を図る。食べる前にわくわく、食べた後に満足、そして中学校給食が将来の思い出・横浜愛につながるような世界観を表現する。

【参考】 中学校給食のブランドイメージ



(2) Instagramアカウント運用開始準備業務

① アカウントの運用計画の策定

横浜市教育委員会事務局の中学校給食公式アカウントについて、横浜市が設定したアカウントの世界観に沿い、年度末までのアカウント運用計画を策定する。

なお、投稿頻度及び運用計画内容は以下の通りとする。

○本市が保有する主なコンテンツ

コンテンツ	保有の有無等
給食メニューの画像	給食実施日分を保有
ぱくぱくだより	給食実施日分を保有
献立表	毎月分を保有
動画	月2回から3回程度投稿できる よう、今後本市で作成

ウ 乗っ取り、炎上等の事故に対して、適切に対応すること。

(運用期間)

令和4年8月下旬～令和5年3月31日

② ストーリーズの活用

ア 運用期間中において、適宜ストーリーズを活用する（9月以降月2回）。ストーリーズでは、イベント情報など通常の投稿とは異なり、ストーリーズならではのタイムリーな情報を配信する。なお、ストーリーズの配信内容、配信時期については横浜市と協議の上決定するものとする。また、発信したストーリーズは必要に応じてハイライトで残すこと。ただし、コメントへの返信は行わない。

イ 一般のInstagramユーザーの投稿画像を活用する場合は、画像使用許諾をとる手続きを実施すること。

③ 広告運用

給食の魅力や食育の取組を多くの横浜市民に知ってもらう Instagram 広告配信を効果的に行うこと。広告のターゲットは、保護者世代を中心に、広く横浜市民とする。

(4) スライドショーの作成業務

写真とテキストで構成するスライドショーを運用期間中に2回作成し、投稿すること。また、作成したスライドショーは委託者が用意するデジタルサイネージなどで配信する可能性があるため、委託者が指定する形式で納品すること。なお、スライドショーの作成にあたって一般のInstagramユーザーが投稿した画像を使用する場合には、投稿者から使用許諾を得るとともに、画像の元データを入手すること。

なお、ほかに有効な企画がある場合には、横浜市へ提案し、協議の上実施すること。

6 定例会の開催

以下の項目について、毎月定例会を実施して報告するとともに、議事録を作成すること。定例会は原則として横浜市の会議室で行うこととするが、委託者が認めた場合は、オンラインでの開催や書面での報告に変えることができるものとする。

- ・ 投稿件数
- ・ フォロワー数

- ・コメントの主な内容と傾向
- ・広告のリーチ数とエンゲージ数

7 成果品

- (1) 業務実施報告書：3部
- (2) 業務実施報告書の電子データ
- (3) 5 (4) で作成したスライドショーのデータ

※提出先はいずれも教育委員会事務局健康教育・食育課とする。

8 セキュリティ

次の通り管理体制を徹底し、トラブルが発生した場合はただちに適切な処理を施すとともに委託者に報告すること

- (1) アカウントの管理については、24時間365日の体制で適切に管理すること
- (2) パスワードについては、定期的に変更し乗っ取り等の対策をすること
- (3) 使用端末は限定し、ウィルス感染等に対し万全を期すこと

9 その他

- (1) 契約の履行にあたり、委託契約約款、個人情報取扱特記事項、電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項を遵守すること
- (2) 本件業務の履行にあたり、疑義が生じた場合には、委託者と別途協議の上決定するものとする。
- (3) 受託者は委託者が報告等を求めた場合には、委託者の指示に従い速やかに回答するものとし、また理由なくこれを拒んではならない。
- (4) 本件業務の実施に伴い作成した成果物について、受託者は委託者の許可なく、他に複製・公表・貸与してはならない。